

甲州市まちづくり計画 新旧対照表

頁	項目	変更前(現行計画)	変更後(見直し案)	変更の内容等
表紙	表紙 下段	平成 17 年 2 月 東山梨地域合併協議会	平成 17 年 2 月 東山梨地域合併協議会 <u>平成 27 年 12 月 変更</u> <u>甲州市</u>	計画変更年月、市名を追加
目次	第 10 章 公共施設の適正配置と整備 2 地域総合局の設置	2 地域総合局(<u>仮称</u>)の設置	2 地域総合局の設置	「(仮称)」を削除
3	第1章 3 計画の期間	本計画は、将来を展望した長期的な視野に立ったものであり、新市発足時から <u>平成 27 年度までの 10 年間</u> を計画期間とします。	本計画は、将来を展望した長期的な視野に立ったものであり、新市発足時から <u>平成 32 年度までの 15 年間</u> を計画期間とします。	計画期間の変更
4	第2章 1 位置と地勢	本地域の西部から南部にかけては <u>平成 17 年 3 月に合併を予定している山梨市(山梨市・牧丘町・三富村)及び平成 16 年 10 月に誕生した笛吹市</u> 、東部は大月市、	本地域の西部から南部にかけては <u>山梨市及び笛吹市</u> 、東部は大月市、	隣接市の合併予定年月等を削除
4	第2章 2 面積と土地利用	土地利用の状況は、 <u>宅地 7.4km²(2.8%)、農用地 21.8 km²(8.3%)、森林等 210.9km²(79.9%)</u> となっています。	土地利用の状況は、 <u>宅地 7.7km²(2.9%)、農用地 21.0 km²(8.0%)、森林 211.5km²(80.1%)、その他 23.8km²(9.0%)</u> となっています。	数値を更新し、「その他」を追加
4	第2章 2 面積と土地利用 表 面積及び土地利用状況	<u>面積:平成 13 年版山梨県市町村概要から抜粋</u> <u>内訳:県企画課データ(H13)より</u>	<u>面積:国土利用計画甲州市計画から抜粋(基準年次:平成 22 年)</u>	表の更新
4	第2章 3 人口と世帯	昭和 60 年の国勢調査と比較すると、全体で 1.1%の減少となっています。	昭和 60 年の国勢調査と比較すると、全体で 1.1%の減少となっています。 <u>また、平成 22 年の調査では 33,927 人とさらに減少し、平成 12 年の調査と比較すると、10</u>	H22 国勢調査人口と H12 国勢調査結果との比較の記述を追加

		国勢調査による人口の推移を見ると、 (略) 平成 12 年には 8.4 ポイント上昇し 24.0%と<u>なっており、高齡化が進行しています。</u> 山梨県全体の年齢別人口と比較すると	<u>年間で 2,998 人、率にして 8.8%の減少となっています。</u> 国勢調査による人口の推移を見ると、 (略) 平成 12 年には 8.4 ポイント上昇し 24.0%となりました。<u>また、平成 22 年の調査では 29.4%となり、高齡化は一層進行しています。</u> <u>平成 12 年調査を</u>山梨県全体の年齢別人口と比較すると	H22 国勢調査結果を基に記述を変更 変更後は H12 国勢調査数値と明示
5	第2章 3 人口と世帯	14 歳以下の年少人口の割合は山梨県(15.5%)よりも 0.6 ポイント低くなっています。 また、世帯数は、11,547 世帯で、一世帯当たりの人口は 3.2 人となっています。	14 歳以下の年少人口の割合は山梨県(15.5%)よりも 0.6 ポイント低くなっています。<u>なお、平成 22 年調査では、65 歳以上の高齡者の割合は山梨県(24.5%)よりも 4.9 ポイント高く、生産年齢人口の割合は山梨県(61.6%)より 4.0 ポイント低く、年少人口の割合は山梨県(13.4%)よりも 0.3 ポイント低いことから、山梨県の市町村のなかでも少子高齡化の現象が顕著に進行しているといえます。</u> また、<u>平成 12 調査における</u>世帯数は、11,547 世帯で、一世帯当たりの人口は 3.2 人となつていましたが、<u>平成 22 年調査では世帯数は 11,588 世帯、一世帯当たりの人口は 2.9 人となり、単身世帯の増加や核家族化が進んでいます。</u>	H22 国勢調査結果を基に記述を追加 変更前は H12 国勢調査数値と明示したうえで、H22 国勢調査結果との比較の記述を追加
5	第2章 3 人口と世帯 表 年齢別人口の推移	<u>昭和 60 年 平成 2 年 平成 7 年 平成 12 年</u>	<u>平成 7 年 平成 12 年 平成 17 年 平成 22 年</u>	国勢調査結果を直近の 4 回として表データを更新

5	第2章 3 人口と世帯 表 世帯数の推移	<u>昭和 60 年 平成 2 年 平成 7 年 平成 12 年</u>	<u>平成 7 年 平成 12 年 平成 17 年 平成 22 年</u>	国勢調査結果を直近の4回として表データを更新
6	第2章 4 産業構造	本地域の産業別就業人口の構成比は、第1次産業は 24.9%、第2次産業は 25.5%、第3次産業は <u>49.6%となっています。</u> 山梨県全体の産業別就業人口と比較すると、第1次産業の構成比(<u>県 8.8%</u>)が高い地域です。	<u>平成 12 年国勢調査における</u> 本地域の産業別就業人口の構成比は、第1次産業は 24.9%、第2次産業は 25.5%、第3次産業は 49.6% <u>でした。平成 22 年調査では、第1次産業は 23.2%、第2次産業は 19.8%、第3次産業は 54.8%となり、第1次産業、第2次産業の構成比が減少し、第3次産業が伸びていますが、</u> 山梨県全体の産業別就業人口と比較すると、第1次産業の構成比(<u>平成 12 年調査: 県 8.8%、平成 22 年調査: 県 7.2%</u>)は高い地域です。	変更前はH12国勢調査数値と明示したうえで、H22 国勢調査結果との比較の記述を追加
6	第2章 4 産業構造 表 産業別就業人口	<u>平成 12 年</u>	<u>平成 12 年 平成 22 年</u>	H22 国勢調査結果を表に追加
7	第3章 主要指標の見通し 1 人口	本計画の目標年次である <u>平成 27 年</u> には、 <u>36,179 人</u> となると予測されます。 <u>平成 27 年</u> の年齢別(3階層)の人口構成比は、年少人口(0～14 歳) <u>13.1%</u> 、生産年齢人口(15～64 歳) <u>49.8%</u> 、高齢人口(65 歳以上) <u>37.1%</u> となると予測されます。	<u>平成 25 年 3 月の国立社会保障・人口問題研究所の推計では、</u> 本計画の目標年次である <u>平成 32 年</u> には、 <u>30,048 人</u> となると予測されています。 <u>また、平成 32 年</u> の年齢別(3階層)の人口構成比は、年少人口(0～14 歳) <u>10.0%</u> 、生産年齢人口(15～64 歳) <u>53.8%</u> 、高齢人口(65 歳以上) <u>36.2%</u> となると予測されています。	計画目標年次の変更に伴う人口予測値を、国立社会保障・人口問題研究所の推計公表値に変更
7	第3章 主要指標の見通し 2 世帯	<u>平成 27 年</u> には <u>12,574 世帯</u> となると予測されます。また、1世帯当たりの世帯員数は <u>2.9 人</u> になると予測されます。	<u>平成 32 年</u> には <u>13,121 世帯</u> となると予測されます。また、1世帯当たりの世帯員数は <u>2.3 人</u> になると予測されます。	計画目標年次の変更に伴う世帯数予測値の見直し

7	第3章 主要指標の見通し 3 就業人口	第1次産業は、高齢化や兼業農家の増加などにより <u>平成 27 年</u> には <u>4,297 人(構成比 22.9%)</u> となると予測されます。 また、第2次産業は、 <u>4,595 人(構成比 24.4%)</u> 、第3次産業は、 <u>9,902 人(構成比 52.7%)</u> となることが予測され、	第1次産業は、高齢化や兼業農家の増加などにより <u>平成 32 年</u> には <u>3,763 人(構成比 23.7%)</u> となると予測されます。 また、第2次産業は、 <u>3,210 人(構成比 20.2%)</u> 、第3次産業は、 <u>8,893 人(構成比 56.1%)</u> となることが予測され、	計画目標年次の変更に伴う就業構造人口予測値の見直し
8	第3章 主要指標の見通し 表 人口、世帯等の見通し	<u>平成 12 年 平成 17 年 平成 22 年 平成 27 年</u>	<u>平成 12 年 平成 17 年 平成 22 年 平成 27 年 平成 32 年</u>	計画目標年次の変更に伴い平成 32 年予測値を追加し、H17・H22 は国勢調査数値に変更
8	第3章 主要指標の見通し 参考資料 表 全国総人口・世帯の見通し	<u>平成 12 年 平成 17 年 平成 22 年 平成 27 年</u>	<u>平成 12 年 平成 17 年 平成 22 年 平成 27 年 平成 32 年</u>	国立社会保障・人口問題研究所の推計公表値とし、平成 32 年予測値を追加
9	第4章 主要指標の目標 1 人口	若年層を中心とした人口定着や出生率の下げ止まりを目指すことで、 <u>平成 27 年</u> の人口については、 <u>38,700 人</u> を目標とします。	若年層を中心とした人口定着や出生率の下げ止まりを目指すことで、 <u>平成 32 年</u> の人口については、 <u>31,500 人</u> を目標とします。	計画目標年次の変更に伴う目標値の変更
9	第4章 主要指標の目標 1 人口 表 将来人口の目標	<u>平成 17 年 平成 27 年</u>	<u>平成 22 年 平成 27 年 平成 32 年</u>	目標値の変更に伴う表の差替え
9	第4章 主要指標の目標 2 世帯	その結果、 <u>平成 27 年</u> の一世帯当たりの人員については、 <u>約 3.0 人を目指すこととします。</u> あわせて、世帯数については、 <u>12,900 世帯</u> を目標とします。	その結果、 <u>平成 32 年</u> の一世帯当たりの人員については、 <u>ゆるやかな減少を目指し約 2.4 人を目標とします。</u> あわせて、世帯数については、 <u>13,100 世帯</u> を目標とします。	計画目標年次の変更に伴う目標値の変更

9	第4章 主要指標の目標 2 世帯 表 将来世帯数の目標	<u>平成 17 年 平成 27 年</u>	<u>平成 22 年 平成 27 年 平成 32 年</u>	目標値の変更に伴う 表の差替え
10	第5章 新市の特性とまちづくり の課題 2 新市の特性 (2)東京、名阪、北関東、静岡な ど四方に交流の玄関口を持つ 地域	また、 <u>今後は</u> 中部横断自動車道の整備も <u>計画されて いる</u> ことから、	また、 <u>現在、</u> 中部横断自動車道の整備も <u>進んでいるこ とから、</u>	中部横断自動車道 についての記述を現 状に合わせるように 変更
10	第5章 新市の特性とまちづくり の課題 2 新市の特性 (3)歴史に彩られた文化資産が 数多く存在する地域	ワイン醸造発祥に <u>まつわる近代化文化遺産</u> なども数多 く点在するとともに、	ワイン醸造発祥等に関わる <u>近代産業遺産</u> なども数多く 点在するとともに、	現在使用している名 称へ変更
12	第5章 新市の特性とまちづくり の課題 2 社会及び経済環境の変化へ の対応 (2)少子・高齢化に対応した社会 基盤の整備	<u>平成 16 年 6 月</u> に発表されたわが国の合計特殊出生率 は <u>1.29</u> と過去最低を記録しており、 (略) <u>平成 12 年国勢調査では、新市を構成する 3 市町村の 高齢化率は 24%で、すでに 4 人に 1 人近くが</u> 65 歳以 上の高齢者となっています。	<u>平成 17 年</u> に発表されたわが国の合計特殊出生率は <u>1.26</u> と過去最低を記録しており、 (略) <u>平成 22 年国勢調査における新市の高齢化率は 29.4%と、平成 12 年調査の 24.0%から 10 年間で 5.4 ポイント増加し、市民の約3割が</u> 65 歳以上の高齢者と なっています。	最低を示した合計特 殊出生率について、 記述を変更 高齢化率を H22 国勢 調査による数値に修 正し、H12 との比較を 追加
13	第5章 新市の特性とまちづくり の課題 2 社会及び経済環境の変化へ	新市において一年間に排出されるごみの量は、 <u>約1万 トン</u> となっており、単純に人口(住民基本台帳)一人当 たりに換算すると <u>約 278kg</u> にもなります。	新市において一年間に排出されるごみの量は、 <u>平成 26 年度において約8千トン</u> となっており、単純に人口 (住民基本台帳)一人当たりに換算すると <u>約 242kg</u> にも	排出ごみの量につい て基準とした年を明 示するよう記述を変

	の対応 (3)環境問題に配慮した循環型社会の確立	東山梨地域においては、平成 22 年度には全てのごみ焼却施設の耐用期限が到来することから、<u>現在、東山梨行政事務組合において新たなごみ焼却施設の整備を平成 23 年稼動を目標に進めています</u>が、<u>建設地の決定には至っていません</u>。安定的なごみ焼却場の確保は、住民に直接関わる問題であり、経費負担の観点からも速やかな対応が必要となっています。	なります。 東山梨地域においては、平成 22 年度には全てのごみ焼却施設の耐用期限が到来することから、<u>甲府市、笛吹市、山梨市、甲州市で構成する甲府・峡東地域ごみ処理施設組合を平成 19 年 2 月に設立し、現在、笛吹市境川町地内に地球環境保全に配慮した施設の整備を進めており、平成 29 年度には稼動開始が予定されています。</u>	更 一部事務組合によるごみ処理施設の建設等についての記述を変更
17	第5章 新市の特性とまちづくりの課題 2 社会及び経済環境の変化への対応 (3)大地震等の被害を最小限に防ぐ防災体制の強化	阪神淡路大震災の記憶もまだ新しいなか、<u>この度の新潟県中越地震により</u>震源地の周辺市町村は甚大な被害を受けました (略) <u>平成 8 年に山梨県が実施した地震被害想定調査においても、県内で大規模地震が発生した場合、広域にわたり甚大な被害が発生させることが予想されていること</u>などから、 (略) さらに、毎年台風などの風水害にも見舞われ、果樹や農地を<u>中心とした</u>被害が発生しています。	阪神淡路大震災の記憶もまだ新しいなか、<u>平成 19 年 7 月には新潟県中越沖地震が、また、平成 23 年 3 月には東日本大震災が発生し、</u>震源地の周辺市町村は甚大な被害を受けました。 (略) <u>平成 17 年に山梨県が実施した東海地震被害想定調査においても、東海地震が発生した場合、県内では広域にわたり甚大な被害の発生が</u>予想されていることなどから、 (略) さらに、毎年台風などの風水害にも見舞われ、<u>特に、平成 26 年 2 月の記録的な積雪による大雪災害では、果樹や農地、住宅等を中心に大きな被害が発生しています。</u>	東日本大震災の発生を追加 平成 17 年県調査として記述を変更 風水害について大雪災害の記述を追加
23	第6章 新市のまちづくりの考え方 3 新たな都市の構造と地域経営の仕組みづくりの考え方 (2)新たな地域経営の仕組みづくり	地域自治組織(地域総合局(<u>仮称</u>)+地域協議会)を設けます。	地域自治組織(地域総合局+地域協議会)を設けます。	「(仮称)」を削除

41	第8章 新市を形成していくための主要施策 Ⅱ 分野別のまちづくりの方針 2 住み良さづくりプラン実現のための方針 (1) 環境・景観に配慮したまちづくりの推進	⑦ <u>東山梨行政事務組合</u> において、 <u>新たなごみ処理施設が整備されるまでの間の</u> 廃棄物処理体制を <u>確保</u> します。	⑦ <u>甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合</u> において、廃棄物処理体制を <u>整備</u> します。	一部事務組合による廃棄物処理体制についての記述を変更
42	第8章 新市を形成していくための主要施策 Ⅱ 分野別のまちづくりの方針 2 住み良さづくりプラン実現のための方針 (5)地域防犯体制の強化	①市民の防犯意識の高揚を図るとともに、 <u>塩山警察署</u> との緊密な連携体制を確立し、	①市民の防犯意識の高揚を図るとともに、 <u>日下部警察署</u> との緊密な連携体制を確立し、	現行の警察組織の名称に変更
43	第8章 新市を形成していくための主要施策 Ⅱ 分野別のまちづくりの方針 2 住み良さづくりプラン実現のための方針 (7)上下水道整備の促進	③琴川ダム <u>の整備を促進し</u> 、長期的な安定供給を図るとともに	③琴川ダム <u>からの</u> 長期的な安定供給を図るとともに	既に琴川ダムは整備されているため記述を変更
54	第9章 新市における県事業の推進 1 山梨県の役割	地域内の各拠点や公共施設へのスムーズなアクセスが可能となる道路ネットワーク等の <u>都市</u> 基盤整備を図るとともに、	地域内の各拠点や公共施設へのスムーズなアクセスが可能となる道路ネットワーク等の 基盤整備を図るとともに、	山梨県との調整により、「都市」を削除
54	第9章 新市における県事業の推進 2 新市における山梨県事業 (1) 道路網の整備	<u>県道大菩薩初鹿野線、県道日影笹子線、県道休息山梨線、県道休息勝沼線、県道塩山勝沼線、国道 411 号 等</u>	<u>西関東連絡道路、国道 140 号、国道 411 号、県道塩山停車場大菩薩嶺線、県道休息山梨線、県道塩山勝沼線、県道大菩薩初鹿野線 等</u>	山梨県との調整により、事業内容を変更

54	第9章 新市における県事業の推進 2 新市における山梨県事業 (2) 河川の整備	<u>また、水辺に親しむ憩いと安らぎの場としての環境づくりを進めます。</u>	※文章を削除	山梨県との調整により、文章を削除
54	第9章 新市における県事業の推進 2 新市における山梨県事業 (3) 河川の整備	重川の改修、 <u>矢沢川の改修、日川の環境整備</u> 等	重川の改修 等	山梨県との調整により、事業内容を変更
55	第9章 新市における県事業の推進 2 新市における山梨県事業 (4) 砂防・保安林の整備	<u>大久保沢堰堤、御影沢堰堤 等</u>	<u>嵯峨塩堰堤、中の入沢堰堤 等</u>	山梨県との調整により、事業内容を変更
57	第 10 章 公共的施設の適正配置と整備 2 地域総合局の設置	2 地域総合局 <u>(仮称)</u> の設置 (略) 旧市町村役場に地域総合局 <u>(仮称)</u> を設置します。 地域総合局 <u>(仮称)</u> は、	2 地域総合局の設置 (略) 旧市町村役場に地域総合局を設置します。 地域総合局は、	「(仮称)」を削除 「(仮称)」を削除
58	第 11 章 新市財政計画 1 前提条件	新市における財政計画は、新市発足時から <u>平成 27 年度までの 10 年間</u> について、歳入、歳出の各項目別の過去の実績を基礎として、合併後に係る特例措置、経費の増減等を見込み、普通会計について策定します。 主要施策(主要事業)については、合併後において、緊急性・効果等を勘案して作成される実施計画に従い、限られた財源の中で効率的・効果的な実施を図っていくものです。	新市における財政計画は、新市発足時から <u>平成 32 年度までの 15 年間(平成 17 年度～平成 32 年度)</u> について、歳入、歳出の各項目別の過去の実績を基礎として、合併後に係る特例措置、経費の増減等を見込み、普通会計について策定(<u>平成 17 年度～平成 26 年度までについては決算額</u>)します。 主要施策(主要事業)については、合併後において、緊急性・効果等を勘案して作成される実施計画に従い、限られた財源の中で効率的・効果的な実施を図っていくものです。	計画期間を延長 現行制度の変更の有無について前提条件の記述追加

			<u>なお、行財政制度は、現在の制度が計画期間中に変更しないこととします。</u>	
58	第 11 章 新市財政計画 2 歳入 (1) 地方税	過去の実績と今後の人口の推移__を考慮し、現行税制度を基本に推計しています。	過去の実績と今後の人口の推移 <u>及び大型固定資産の減価償却に伴う減収</u> を考慮し、現行税制度を基本に推計しています。	償却資産の減収記述を追加
58	第 11 章 新市財政計画 2 歳入 (2) 地方交付税	<u>国の財政構造改革の影響により減額が行われている点を考慮し、減額を見込んでいますが、普通交付税については、合併に伴う財政支援措置である「合併算定替」や「合併特例債の元利償還金に対する措置分」などを見込んでいます。また、特別交付税については、過去の実績を踏まえながら、普通交付税と同様に推計し、合併に伴う財政支援措置を見込んでいます。</u>	普通交付税については、 <u>現行の制度を基本とし、平成 27 年度までは合併に伴う財政支援措置である合併算定替を見込み、平成 28 年度以降は、合併算定替えと一本算定との激変緩和措置で段階的に減額になると見込んでいます。また、合併特例債等の元利償還金に対する措置分や人口減少の影響額などを見込んでいます。</u> 特別交付税については、過去の実績を踏まえ推計しています。	合併算定替えから一本算定への減額及び人口減少の影響額についての記述追加 国の財政構造関係の記述削除
58	第 11 章 新市財政計画 2 歳入 (3) 分担金及び負担金・使用料・手数料	過去の実績を基に、 <u>概ね現状で推移するものとしています。</u>	過去の実績を基に、 <u>今後の人口の推移、施設の指定管理等への移行及び料金改定を考慮し推計しています。</u>	人口の推移、施設の指定管理移行、料金改定の反映について記述追加
58	第 11 章 新市財政計画 2 歳入 (4) 国庫支出金・県支出金	経常的な経費に係る補助金は、過去の実績等により <u>推計し、投資的な経費に係る補助金については、国の財政構造改革の影響により減少傾向で推移していくものと見込むほか、合併に係る財政支援を見込んでいます。</u>	経常的な経費に係る補助金 <u>及び負担金</u> については、過去の実績等を <u>基に推計しています。また、生活保護費及び障害福祉費を除く扶助費のうち国県支出金の伴うものの人口推移を考慮し推計しています。</u> 投資的な経費に係る補助金については、 <u>新市建設計画に位置付けられた事業のうち国県支出金の伴うものの現行制度などを踏まえ推計しています。</u>	経常的な補助金の人口推移の反映について記述追加。投資的な経費補助金について内容変更

58	第 11 章 新市財政計画 2 歳入 (5) 国庫支出金・県支出金	新市建設計画に <u>伴う</u> 合併特例債、交付税措置がある 地方債を主に、後年度の財政負担に配慮して見込んでいます。	新市建設計画に <u>おける事業実施のため、合併特例債などの交付税措置率が高い</u> 地方債を主に、後年度の財政負担に配慮して見込んでいます。	記述の変更
59	第 11 章 新市財政計画 2 歳入 (6) その他	その他の地方譲与税等、地方特例交付金、 <u>負担金及び分担金等、寄附金</u> については、過去の実績を踏まえながら横ばいで推計しています。	その他の地方譲与税等、地方特例交付金については、過去の実績を踏まえ推計しています。 <u>寄附金については、ふるさと納税制度の推進を見込み推計しています。地方消費税交付金については、消費税率改定に伴う交付率引き上げを見込んでいます。</u>	寄附金についてふるさと納税の見込みの記述を追加 地方消費税交付金の記述を追加
59	第 11 章 新市財政計画 3 歳出 (1) 人件費	<u>合併による特別職等の削減</u> 、行財政改革の推進に伴う <u>一般職員の削減</u> を見込んでいます。	<u>平成 27 年度以降は、人事異動を固定させ</u> 、行財政改革の推進に伴う <u>新入職員の採用抑制を反映し推計しています。</u>	平成 27 年度以降人事異動を固定する記述を追加。職員削減の記述変更
59	第 11 章 新市財政計画 3 歳出 (2) 物件費	過去の実績を基に、合併に伴う業務の効率化や歳出削減努力等を見込んで推計しています。	過去の実績を基に、合併に伴う業務の効率化や <u>行財政改革の推進</u> に伴う歳出削減努力等を見込んで推計しています。	行財政改革の推進記述追加
59	第 11 章 新市財政計画 3 歳出 (4) 扶助費	生活保護費については、過去の実績を基に推計し、 <u>生活保護費以外</u> の扶助費は、 <u>65 歳以上の伸び率</u> を考慮して推計しています。	生活保護費 <u>及び障害福祉費</u> については、過去の実績を基に推計し、 <u>他の扶助費は、今後の人口の推移</u> を考慮し推計しています。	人口推移の記述の変更
59	第 11 章 新市財政計画 3 歳出 (5) 補助費	過去の実績を踏まえながら <u>合併</u> に伴う削減効果等を考慮して推計しています。	過去の実績を踏まえながら <u>行財政改革の推進</u> に伴う削減効果 <u>及び一部事務組合の事業計画</u> を考慮して推計しています。	行財政改革の推進記述及び一部事務組合の事業についての記述追加
59	第 11 章 新市財政計画 3 歳出	健全な財政運営を行うにあたって投資可能な額を普通建設事業費として見込んでいます。	<u>現行の補助金制度、地方債制度を基に</u> 、健全な財政運営を行うにあたって投資可能な額を普通建設事	現行制度の記述追加

	(6) 普通建設事業費		業費として見込んでいます。	
59	第 11 章 新市財政計画 3 歳出 (7) 積立金	合併後の新市の振興を図るために設ける基金への 積み立て を見込むとともに、財政調整基金等への積 み立てを見込んでいます。	合併後の新市の振興を図るために設ける基金への 積み立て <u>及びふるさと納税制度推進に伴うふるさと支 援基金への積み立て</u> を見込むとともに、財政調整基金 等への積み立てを見込んでいます。	ふるさと支援基金 積立ての記述追加
60	第 11 章 新市財政計画 3 歳出 (9) その他⇒(9) 繰出金		<u>国民健康保険事業については、過去の実績を基に 推計しています。診療所事業については、過去の実績 を基に、合併前の各市町村及び新市における発行債 に係る償還予定を考慮し推計しています。後期高齢者 医療保険事業、介護保険事業については、過去の実 績を基に、高齢者の将来人口の推移を考慮して推計 しています。下水道事業については、計画的に料金改 定が行なわれることを前提とし、合併前の各市町村及 び新市における発行債に係る償還予定、区域人口の 増減を考慮し推計しています。簡易水道事業について は、合併前の各市町村及び新市における発行債に係 る償還予定、分水料、区域人口の増減及び水道料金 改定を考慮し推計しています。</u>	繰出金を(9)とし、 各特別会計への繰 出金の記述を追加
60	第 11 章 新市財政計画 3 歳出 (9) その他⇒(10) その他	その他の投資及び出資金、貸付金、 <u>繰出金</u> につい ては、過去の実績を踏まえながら横ばいで推計してい ます。	その他の投資及び出資金、貸付金 については、過 去の実績を踏まえながら横ばいで推計しています。	繰出金の記述削除
61	第 11 章 新市財政計画 4 歳入歳出見通し	上段 歳入表(15 年度、17 年度～27 年度) 下段 歳出表(15 年度、17 年度～27 年度) ※平成 15 年度は決算額、平成 17 年度以降推計 金額	上段 歳入表(17 年度～32 年度) 下段 歳出表(17 年度～32 年度) ※平成 26 年度までは決算額、平成 27 年度以降推 計金額	見通し期間の変更